

# 食品安全委員会第878回会合議事録

1. 日時 令和4年11月8日（火） 14：00～14：36

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「L-システイン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物「アンプロリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「セフロキシム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリン」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、  
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、  
藤田リスクコミュニケーション官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

- 資料1-1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<L-システイン塩酸塩>
- 資料1-2 動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アンプロリウム>
- 資料1-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<セフロキシム>
- 資料1-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリン>
- 資料2 食品安全委員会の運営について（令和4年7月から9月まで）

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第878回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第878回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は5点ございます。

1点目から4点目までが各専門調査会の審議結果についてです。資料1-1が「L-システイン塩酸塩」に関する審議結果について、資料1-2が「アンプロリウム」に関する審議結果について、資料1-3が「セフロキシム」に関する審議結果について、資料1-4が「CIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリン」に関する審議結果についてでございます。続きまして、資料2が「食品安全委員会の運営について（令和4年7月から9月まで）」でございます。

資料は以上でございます。不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、食品安全委員会における調査審議方法等についてに基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員の皆様へ御提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降、確認書の記載事項に変更のある委員はおらず、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、添加物「L-システイン塩酸塩」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 お手元、資料1-1に基づき御説明をさせていただきます。

評価書案の2ページを御覧ください。審議の経緯についてでございますが、本年3月の第849回食品安全委員会において要請事項説明が行われ、その後、添加物専門調査会における調査審議を経まして、本年9月の食品安全委員会に御報告の後、9月7日から10月6日までの間、意見・情報の募集を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。評価対象品目は、名称は「L-システイン塩酸塩」であり、用途は製造用剤、酸化防止剤、調味料でございます。

続きまして、8ページの10. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要に記載がございますが、L-システイン塩酸塩は、従来、パン及び天然果汁を対象に、それぞれ製造用剤及び酸化防止剤の用途で使用されており、今般、調味料としての用途を追加するための規格基準、使用基準の改正の要請がなされたものでございます。

食品健康影響評価につきましては、少しおめくりいただきまして32ページから記載をしております。

次の33ページの最後の段落でございますが、本専門調査会は、L-システインはたんぱく質として摂取されており、摂取量の増減に対して、血漿中などの濃度等の恒常性を保つ機構があること。使用基準改正後の添加物由来のL-システインとしての一日摂取量は、現在の食事由来の一日摂取量と比べて少ないこと。ヒトがL-システインを有効成分とする医薬品を摂取した試験において重篤な副作用が認められていないこと。ラット13週間反復投与毒性試験において、最高用量まで毒性影響が認められていないことから、L-システイン塩酸塩が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと判断したとしております。

本資料の最後から2ページ目の参考を御覧ください。本件について、9月7日から10月6日まで御意見・情報の募集を行ったところ、5通御意見をいただいております。

いただいた御意見の概要ですが、まず1つ目につきまして、従来の使用基準の設定理由について記載をいただきたい。また、仮に2023年4月に改正された場合、4月以降に工場で使用できるようになるのか、それとも販売できるようになるのか、どちらでしょうかとの内容でございます。

専門調査会の回答ですが、L-システイン塩酸塩は、従来、パン及び天然果汁を対象に、それぞれ製造用剤及び酸化防止剤の用途で使用されており、これに係る使用基準については1969年に厚生省において設定されたものと承知しています。

使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えをいたしますとしております。

続いての御意見等の概要でございますが、「調味」に代えて「調味および着香」という表現の方が望ましいのではないかといたした御意見でございます。

回答ですが、本品目については、厚生労働省から、香料としてではなく、調味の目的での使用を想定し、評価依頼があったものです。厚生労働省においてリスク評価結果の通知を踏まえ、使用基準の設定等を行っており、使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については厚生労働省にお伝えしますとしております。

続きまして、次のページでございますが、使用基準改正案に反対はないが、トリプトファン事件もあるので、遺伝子組換え菌由来のものが日本に入っていないか、高度精製品のような登録がされ、安全が確認されているものしか使用できないよう、厚生労働省等で市場品の調査や管理を行って、安心して食べられるようにしてもらいたいというものでございます。

右の欄の回答でございますが、遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え添加物は、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、厚生労働省における安全性審査で問題ない場合のみ製造、輸入等ができます。本品目は、遺伝子組換え添加物には該当しませんが、いただいた御意見については、リスク管理機関にお伝えしますとしております。

続いて、次の御意見でございます。基本は通常の食の中で摂るべきで、意図しない形の摂取はできるだけ抑えるため、限量を設定すべきといった御意見でございます。

専門調査会の回答ですが、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っております。

L-システイン塩酸塩については、使用基準改正後の添加物由来のL-システインとしての一日摂取量は、現在の食事由来の一日摂取量と比べ少ないことや、これまで得られている毒性試験、ヒトにおける知見等を用いて評価した結果、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要はないと判断しましたとしております。

次のページでございますが、評価書の変更点についてでございます。評価書の8ページの文章につきまして、記載のとおり、句点が抜けておりましたことから、追加する修正をさせていただきたいと考えております。

また、評価書全体で句点の位置等に関しましては改めて確認した上で修正をさせていただきたいと考えております。

以上、今回5通の意見が寄せられておりますが、本件については、先ほどの修正箇所を

反映させた上で、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

協委員、どうぞ。

○協委員 御意見の5つ目において、L-システインはホールフードで食するのと、添加物として摂取するのでは、身体への影響に違いがあるのではという御意見がございます。本品目の評価において、添加物としてL-システインを投与した場合に相当する条件での種々の動物試験が提出されているかと思いますが、御紹介していただけますでしょうか。

○井上評価情報分析官 御質問ありがとうございます。評価書の15ページからでございますが、反復投与毒性試験について、提出された試験について記載がございます。例えば15ページから16ページにかけて、ラット13週間反復投与毒性試験の結果について記載がございますが、本試験では、基礎飼料に肥料由来のシスチンが含まれており、加えて強制経口投与によりL-システイン塩酸塩を投与しております。

16ページの脚注に専門調査会でも御議論がございまして、基礎飼料中のシスチン含量を記載しておりますが、本品目の評価においては、このような形で食事由来に加えて対象添加物を投与した種々の試験を評価した上で、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと判断したと評価いただいたところでございます。

○協委員 御説明ありがとうございます。

○山本委員長 川西委員、どうぞ。

○川西委員 私は添加物の調査会の主担当の委員として関わっているものですが、今説明のあった動物試験でもそのようなのですが、基本的にはホールフードで食するというよりは、むしろ形としては添加物として摂取するようなデータであります。もう一つ、今回の添加物のL-システインとしての評価なのですが、L-システインは旧来、医薬品として使われていたため、比較的きっちりとした臨床試験データがあるというものであって、適応疾患は主に皮膚の湿疹の治療とか放射線障害による白血球減少症ということで使われているのですが、それもまさに経口で摂取して使われます。そういう臨床試験によ

る安全性のデータで極めてしっかりとしたデータもあります。

ですから、ホールフードで食するというよりは、むしろ添加物として食した場合の評価に直接ヒトでまさにデータもあるという、動物だけではなくてヒトでのデータも両方あるということなので、今回の評価書の結論は妥当なのではないかなと私は理解していました。

以上です。

○脇委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちL-システイン塩酸塩が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要はないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品及び飼料添加物「アンプロリウム」並びに動物用医薬品「セフロキシム」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。それでは、お手元の資料1-2、1-3につきまして一括して説明いたします。

まず、資料1-2の「アンプロリウム」について、2ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件は、本年7月27日の第177回肥料・飼料等専門調査会で取りまとめいただきました評価書案を9月6日の第872回食品安全委員会に御報告し、翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。この後御説明いたします資料1-3のセフロキシムにつきましても、調査会審議以降の経緯は本成分と同様となっております。

3ページのⅠ．有効成分の概要及び安全性に関する知見の2．用途及び3．使用目的を御覧ください。本成分は、鶏に合成抗菌剤や抗原虫剤として使用される成分でございます。

続きまして、中段のⅡ．食品健康影響評価を御覧ください。今回、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定である「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」、以下「評価の考え方」といたしま

すが、これに沿ってポジティブリスト制度導入以来行われている本成分のリスク管理の妥当性について検討を行ったものでございます。本成分はEMEAにより評価が実施されており、ADIが0.1 mg/kg 体重/日と設定されております。

この評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同等に扱うことは可能と判断しました。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児で0.011 mg/kg 体重/日とされております。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EMEAのADIの値を超えないことから、アンプロリウムは評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できると考えられるとされております。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果が最後のページにございます。御意見を1通頂戴しております。

内容ですが、安全係数を更に10倍にすべきではという趣旨の御意見でございます。

回答でございますが、右側の欄にありますように、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因がヒトの健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。

本成分については「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」に基づき評価を行ったものです。本成分は、EUで行われた評価において無毒性量を基に安全係数を掛けて算出したADIが設定されておまして、その評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同等に扱うことが可能と考えられました。ポジティブリスト制度導入以来のリスク管理について検討した結果、1日当たりの推定摂取量が当該ADI量を超えなかったことから、本成分が家畜に使用され、食品に残留する場合のヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品影響は無視できる程度と考えましたとしております。

続きまして、資料1-3「セフロキシム」について御説明いたします。

4ページを御覧ください。I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見の2. 用途及び3. 使用目的を御覧ください。本成分は、牛の乳房炎の治療に用いられる抗生物質でございます。

続きまして、中段のII. 食品健康影響評価を御覧ください。こちらも評価の考え方に沿ってポジティブリスト制度導入以来行われている本成分のリスク管理の妥当性について検討を行ったものでございます。本成分は、オーストラリアのAPVMAによりADIが設定されているものの、その評価の詳細が不明であったことから、当該評価について食品安全委員会の評価と同等に扱うことは困難と判断しました。

また、10ページの下段、乳汁中の代謝物についての第1段落にて説明しておりますが、本成分は、過去にJECFAにおいて評価がなされ、暫定的にADIが設定されました。しかし、

本成分を投与した乳牛由来の乳汁から検出された投与由来成分のうち、約8割が未同定分解物であったことについて、JECFAは詳細な情報が入手できなかったことから、この暫定的ADIを取り下げた経緯がございます。このことも踏まえ、入手した資料により評価の考え方に沿った評価を行いました。

6ページを御覧ください。遺伝毒性についてですが、表1に記載しているとおおり、*in vitro*染色体異常試験において陽性でしたが、*in vivo*小核試験で陰性であったことから、セフロキシムには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断されました。

さらに、8ページから10ページにかけての表2に各種毒性試験の結果を示しておりますが、最も低いNOAELは9ページ中段のラットを用いた生殖毒性試験の母動物における300 mg/kg 体重/日でした。

10ページ上段の表にあるとおおり、この試験はセフロキシムアキセチルを投与していることから、NOAELの値をセフロキシムに換算すると250 mg/kg 体重/日となります。現行のリスク管理における推定摂取量については、最大と試算された幼小児で0.00041 mg/kg 体重/日と算定されております。

5ページの食品健康影響評価の結論部分にお戻りください。セフロキシムの体重当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるばく露マージンは61万でした。評価に用いた資料には発がん性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断したところでございます。また、本成分の推定摂取量は、算出された微生物学的ADIの値を超えるものではございませんでした。

さらに、先ほど御説明しました乳汁中に確認された未同定の分解物について、10ページにお戻りください。下段の乳汁中の代謝物についての第2段落にございますが、セフロキシムに遺伝毒性が認められないこと、セフロキシムと当該分解物の毒性が同等と仮定して、さらにセフロキシムと当該分解物を合わせた推定摂取量を上記乳汁中の検出割合を考慮してセフロキシムの5倍と仮定しても、現行のリスク管理を基にした推定摂取量であれば、最大とされた幼小児0.00041 mg/kg 体重/日においてもPODとの間に十分な余裕があると判断しました。

このことから、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、未同定分解物を含めたセフロキシムの食品健康影響は無視できる程度と判断しました。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果が最後のページにございます。御意見を1通頂戴しております。内容ですが、これほど大量の抗生物質を摂取してよいのかという疑問、また、本成分の遺伝毒性について、一部の試験で陽性とされているものの、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断していることについてのコメントでございます。

右側の欄の回答でございますけれども、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因がヒトの



健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。本成分については「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」に基づき評価を行ったものです。

本成分が家畜に使用され、食品に残留する場合のヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品影響は無視できる程度と考えました。

御指摘のように、*in vitro*染色体異常試験において陽性でしたが、*in vivo*小核試験で陰性であったことから、肥料・飼料等専門調査会はセフロキシムには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断しましたとしております。

アンプロリウム、セフロキシムの2成分につきましては、よろしければ、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

松永委員。

○松永委員 松永でございます。資料1-3のセフロキシムのパブコメでいただいた御意見なのですが、無毒性量は体重60 kgで換算すると1日当たり15gという量で、こんなに大量の抗生物質を取っていいのかという疑問がありますと書いてくださっています。確かに無毒性量、NOAELが250 mg/kg 体重/日なので、掛ける60すると15 gという量にはなるのですが、無毒性量というのは、こんなに大量の抗生物質を取っていいという意味合いの量ではないように思うのです。この辺り、もしかしたら誤解を招いてしまったのかなというように気もしますので、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○山本委員長 よろしいですか。説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。無毒性量（NOAEL）はヒトの最大摂取可能量を意味するものではなく、動物を用いた各種試験において有害影響が認められなかった最大投与量を意味しております。一方、今回審議対象となった抗生物質セフロキシムについては、有効性の観点から投与量を含む用法・用量がリスク管理機関によって定められており、これを基に推定摂取量が算出されております。

先ほど御説明申し上げたとおり、無毒性量、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断され、また、体重当たり及び1日当たりの推定摂取量も微生物学的ADIを超えるものではなかったことから、結論として、現行のリスク管理の範囲

で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度との結論をいただいたものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 松永委員、どうぞ。

○松永委員 御説明どうもありがとうございます。暫定基準が設定されたものについての食品健康影響評価の考え方は、なかなか一般の方たちにとっては難しく、どうしてもほかの農薬とかのリスク評価と一緒になくなってしまって、混乱を招いてしまうところもあるのかなということを感じました。そういう意味で、私どもの情報提供がちょっと不足していた部分もあったのかなということでも反省をしているところです。

なので、暫定基準が設定されたものについてのリスク評価、考え方、やはりこれから私も説明する機会があるときには、きちんともう少し詳しく説明して、一般の方々の御理解をちゃんと得るようにしていきたいなということを改めて思いました。どうもありがとうございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。リスクコミュニケーションが重要だという御意見をいただきましたので、今後とも十分に分かりやすいリスクコミュニケーションに努めていただければと思います。

ほかにございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアンプロリウムは「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

セフロキシムは「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「CIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○井上評価情報分析官 お手元、資料1－4に基づき御説明をさせていただきます。

資料1－4の評価書案の表紙をおめくりいただきまして、審議の経緯を御覧ください。昨年10月及び本年6月の専門調査会において御審議をいただき、8月の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を御報告したものでございます。

その後、8月31日から9月29日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

評価書案をおめくりいただきまして2ページでございます。評価対象食品の概要を御覧ください。名称は「CIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリン」でございます。

次の3ページの第2の2に記載がございますが、本品は製造工程において生産菌及び発酵副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製をされております。

また、2. 非有効成分の安全性ですが、従来のL-シトルリンと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまでは増加しておらず、かつ有害性が示唆される新たな非有効成分も含有していないと考えられるとしており、3ページの最後の段落でございますが、食品健康影響評価結果で比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断したとしております。

次の4ページでございますが、ただし、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し設定した製品規格の適合遵守に加え、健康被害事例の収集等について指導を徹底することが必要であるとしております。

本件につきまして、意見・情報の募集結果につきましては、評価書の次のページに参考として添付をしております。期間中1件御意見をいただいております。

意見の概要でございますが、遺伝子組換え品の中長期的リスクは分かっていない。今後も際限なく拡大していくのか、遺伝子組換え品の使用は中止し、含まれない食品に回帰していくべきといった御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答でございますが、右の欄でございます。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。本食品については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用し、L-シトルリンの精製度や生産菌由来の非有効成分の含有量等について確認を行いました。

その結果、本食品は製造工程において生産菌は除去され含まれておらず、また、結晶化により高度に精製され、非有効成分が除去されていることから、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」により評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断しましたとしております。

遺伝子組換え食品等の使用についての御意見については、厚生労働省へお伝えしますと

しております。

今回、1件の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「CIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行った結果、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断したため、遺伝子組換え食品と微生物の安全性評価基準による評価は必要ないと判断した。ただし、本評価は「CIT-No.1株を利用して生産されたL-シトルリン」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものであり、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について指導を徹底することが必要であるという結論になりましたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

## (2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 恐れ入ります。本年7月から9月までの四半期における食品安全委員会の運営実績について、資料2のとおり取りまとめておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

御報告ということですので、資料を読んで、何か気づいたことがあれば、後ほどでも結構ですが、お伝えください。

これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、11月22日火曜日14時から開催を予定しております。

また、11日金曜日10時から「農薬第一専門調査会」がウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第878回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。